

〔A：京都橘大学 教員免許状更新講習受講申込書〕
〔受講者本人記入欄〕

受付 No：19-

ふりがな 氏 名		申込印	印	生 年 月 日	昭和 平成	年	月	日	(顔写真) 縦 36～40 横 24～30 mm
連 絡 先	(〒) 都道 市区 府県 町村								
	(TEL) - -								
※ (携帯) - - ※ (Eメールアドレス：)									

※講習が不測の事態により急遽開講できなくなった場合等、至急連絡が必要な場合があります。
速やかに連絡のつく携帯電話番号、および即時確認可能なメールアドレスについて記載をお願いいたします。

受講対象者の区分 ※①～⑤の中から該当する区分に記入してください。	①幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼保連携型認定こども園に勤務している教育職員・教育の職にある者	(勤務校(園)) (職名) ※該当職を○で囲んでください。 校長(園長) 副校長(副園長) 教頭 主幹教諭 指導教諭 教諭 助教諭 講師 養護教諭 養護助教諭 栄養教諭 主幹保育教諭 指導保育教諭 保育教諭 助保育教諭 実習助手 寄宿舎指導員 学校栄養職員 養護職員
	②教員採用内定者／教員として任命又は雇用される(見込みのある)者	(任命・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先)
	③教員勤務経験者	(任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等元勤務先)
	④認定こども園及び認可保育所の保育士／幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士	(勤務先)
	⑤その他	(勤務先) (職名)

▼ 所持する免許状についてすべて記入してください。受講期間を正しく把握するため、お持ちの免許状をすべて記入してください。
※記入の方法は「参考1」「所持する免許状の欄の書き方について」を参照ください。
※所持する免許状が書ききれない場合は、別紙(様式任意)に記入してください。

〔旧免許状所持者記入欄〕

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日
		昭和・平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日
修了確認期限 ※既に修了確認もしくは延期・免除をした場合は、証明書に記載の「次の修了確認期限」を記入		平成 年 月 日

〔新免許状所持者記入欄〕

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等	授与年月日	有効期間の満了の日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
		昭和・平成 年 月 日	平成 年 月 日
有効期間の満了の年月日 ※複数の新免許状を所持している場合は、最も遅い満了日を記入			平成 年 月 日

▼ 該当する選択肢に○を付けてください。

本学卒業生ですか	はい ・ いいえ
----------	----------

▼ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

▼ 受講を希望する講習に○を付けてください。

※ 同じ講習を2日程申し込むことはできません。

※ 主な対象者に該当しない講習を選択された場合、全ての申し込みを受付けませんのでご注意ください。

領域	講習の名称	時間数	講習No	開設日	受講希望				
					主な対象者				
					保育教諭 幼稚園教諭	小学校 教諭	中学校 教諭	高等 学校 教諭	養護 教諭
必修	教育のいま	6時間	1	11月16日(土)					
			2	11月17日(日)					
選択必修	初等教育の課題と展望	6時間	3	8月31日(土)					
			4	9月1日(日)					
選択	幼児期の遊びの発達の意義についての再考	6時間	5	8月24日(土)					
			6	9月16日(月)					
	子どもの運動発達と運動遊び	6時間	7	9月14日(土)					
			8	9月22日(日)					
	幼児の表現活動の支援	6時間	9	11月9日(土)					
			10	11月10日(日)					
	学校現場における救急処置 —心肺蘇生法とファーストエイド—	6時間	11	8月2日(金)					
	行事後に書かせる作文の指導方法	6時間	12	8月5日(月)					
	小・中・高等学校における生命と性の教育	6時間	13	8月7日(水)					
	健康課題をもつ子どもに対する支援	6時間	14	8月6日(火)					

【本学電話番号登録のお願い】

本学よりご連絡を差し上げる場合、下記の電話番号から発信します。連絡先として指定されている電話に、事前に登録をお願いいたします。
(京都橘大学 教務部 学務第2課：075-574-4192 および 075-571-1111)

【ドメイン設定（受信拒否設定）をされている方へのお願い】

ドメイン設定（受信拒否設定）をされている場合は、本学からのメールが届きません。
ドメイン設定を解除していただくか、本学メールアドレス『2academic@tachibana-u.ac.jp』を受信リストに加えていただきますよう、お願いいたします。

※別紙〔B：証明者記入様式〕に校長等により受講対象者であることの証明を受け、本申込書に添付してください。

〔B：証明者記入様式〕

※ 校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。
証明の方法は〔参考2〕「受講対象者の証明方法について」を参照ください。（証明書類の添付でも可）

(受講者)

ふりがな		生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
氏 名			

上記記載の受講者が受講対象者として該当している区分に「○」を付けてください。

受講対象者の区分		該当 区分
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師）（免許法第9条の3Ⅲ①）	
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員（免許状更新講習規則第9条Ⅰ①）	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）	
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）	
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）	
	認定こども園及び認可保育所の保育士（免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士（免許状更新講習規則第9条Ⅱ②） 教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）	

上記記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者であることを証明する。

平成
令和 年 月 日

(機関名・役職名)

証 明 者 名

(氏 名)

印

【参考１】

○所持する免許状の欄の書き方について

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等 ※栄養教諭（普通）専修・一種・二種免許状の場合は、免許状の授与年月日を記載願います。
幼稚園教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	
小学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	（特別のみ） 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育
中学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）、宗教
高等学校教諭（普通・特別） 専修・一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）、宗教 （一種のみ） 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務
特別支援学校教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者
特別支援学校自立教科教諭（普通・特別） 一種・二種免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸（美術、工芸、被服）
特別支援学校自立活動教諭（普通・特別） 一種免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育
養護教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	
栄養教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	

○旧免許状と新免許状の見分け方

<旧免許状>

平成２１年３月３１日まで（教員免許更新制が導入される前まで）に授与された教員免許状のこと。有効期限として、生年月日等によって「最初の修了確認期限」が割り振られています。

ただし、既に修了確認、延期又は免除等の手続きを行ったことがある場合、その際に発行された「更新講習修了確認証明書」等に記載された「次の修了確認期限」が現在の修了確認期限となります。

<新免許状>

平成２１年４月１日以降（教員免許更新制の導入後）に初めて授与された教員免許状のこと。有効期限として、教員免許状自体に「有効期間の満了の日」が記載されています。

「有効期間の満了の日」が異なる複数の新免許状を所持する場合、すべての免許状の有効期間は、最も遅い「有効期間の満了の日」に自動的に統一されます。

※もともと旧免許状を所持している場合は、平成２１年４月１日以降に新しく教員免許状を授与された場合でも、その教員免許状は新免許状ではなく、旧免許状として授与されます。旧免許状と新免許状を両方持つ、ということはありません。

※免許状更新講習は、旧免許状所持者の修了確認期限又は新免許状の有効期間の満了の日（複数の新免許状を所持する場合は最も遅い日に統一された日）の２年２ヶ月前から受講を開始することができます。それより前に受講することはできませんので、お間違えのないよう十分御確認ください。

〔参考 2〕

○受講対象者の証明方法について

受講対象者の区分			証明の方法（※注）
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師） （免許法第 9 条の 3 Ⅲ①）	公立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は教育委員会
		国立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		私立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		共同調理場に勤務する学校栄養職員	場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員会
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第 9 条Ⅰ②）		任命権者の証明
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第 9 条Ⅰ③）		任命権者又は雇用者の証明
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第 9 条Ⅰ④）		その者の任命権者・雇用者の証明
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第 9 条の 3 Ⅲ②）		任用又は雇用予定の者の証明
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第 9 条Ⅱ①）		任用又は雇用していた者の証明
	認定こども園及び認可保育所の保育士 （免許状更新講習規則第 9 条Ⅱ②）		当該施設の長の証明
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 （免許状更新講習規則第 9 条Ⅱ②）		当該施設の設置者の証明
	教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第 9 条Ⅱ③）		任用又は雇用する可能性がある者の証明

（※注）証明者については例示であり、受講申し込みを行う者の任命権者が定めた者による証明であれば差し支えない。（例えば、現職の公立学校教諭の証明者が校長ではなく教育委員会の教育事務所長であった場合など。）